

資料 5 - 1 振動規制法の特定施設（振動規制法施行令別表第 1）

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
2	<p>圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
3	<p>土石用又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
4	<p>織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
5	<p>コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びに</p> <p>コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）</p>
6	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）</p>
7	<p>印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）</p>
8	<p>ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）</p>
9	<p>合成樹脂用射出成形機</p>
10	<p>鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>

資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時 ~ 午後 7 時	午後 7 時 ~ 翌午前 8 時
第 1 種区域	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
第 2 種区域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

資料5 - 3 特定施設に係る届出状況

(平成14年3月31日現在)

施設区分 市町名	特定施設数											届事 出業 工場 場数
	金属 加工機 械	圧 縮 機	破 砕 機 等	織 機	コン クリ ート	ブ ロ ック マ シ ン 等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	ゴ 合 口 ム 成 練 樹 用 脂 機 又 練 は 用	合 成 樹 脂 用	射 出 成 型 機	
川之江市	20	156	0	0	0	6	40	0	11	0	233	50
伊予三島市	16	214	7	0	0	9	21	0	3	0	270	49
土居町	13	33	13	35	3	1	7	0	38	0	143	19
新居浜市	190	189	17	0	3	13	16	3	7	0	438	105
西条市	30	264	7	0	11	4	10	0	73	0	399	54
東予市	7	46	0	483	6	4	0	0	0	0	546	38
小松町	11	17	0	36	3	1	0	0	0	0	68	11
丹原町	14	7	0	0	0	0	0	0	0	6	27	6
今治市	88	127	0	4,166	4	7	33	0	6	5	4,436	253
重信町	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	16	3
伊予市	11	64	3	20	0	11	23	0	0	0	132	31
長浜町	15	6	1	0	4	17	1	0	0	0	44	27
八幡浜市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宇和島市	19	41	0	0	8	6	0	0	0	0	74	27
計	435	1,165	63	4,740	42	79	151	3	138	11	6,827	674

資料 5 - 4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	網球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考 1 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。

- (1) 第 1 種区域。
  - (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
  - (3) 第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80 メートルの区域。
- 2 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の 80% レンジの上端の数値とする。

## 資料5 - 6 特定建設作業に係る届出状況

(平成13年度)

作業区分 市町名	くい打機等 1 使用する 作業	網球を使用 2 して破壊す る作業	舗装板破碎 3 機を使用す る作業	ブレーカー 4 使用する 作業	計
川 之 江 市	3	0	0	2	5
伊 予 三 島 市	9	0	0	1	10
土 居 町	1	0	0	0	1
新 居 浜 市	2	0	0	1	3
西 条 市	1	0	2	2	5
東 予 市	1	0	0	0	1
小 松 町	0	0	0	0	0
丹 原 町	0	0	0	0	0
今 治 市	3	0	1	2	6
重 信 町	0	0	0	0	0
伊 予 市	0	0	0	0	0
長 浜 町	0	0	0	0	0
八 幡 浜 市	0	0	0	0	0
宇 和 島 市	1	0	0	1	2
計	21	0	3	9	33

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料 5 - 8 道路交通振動測定結果

(平成13年度)

道路名	測定地点	測定年月日	規制区域の区分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	西条市大町1038-4	平成13年12月17日～12月20日	1	48	44			
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田183-1	平成14年1月22日～1月25日	1	34	30			
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成14年1月28日～1月31日	1	39	29			
県道上分三島線	川之江市妻鳥町1342-1	平成13年4月10日～4月11日	1	34	24			
県道大野原川之江線	川之江市金生町山田井964	平成13年4月2日～4月3日	1	29	24			
県道川之江山田井線	川之江市川之江町2981-1	平成13年4月2日～4月3日	1	33	25			
市道中村山田井線	川之江市妻鳥町531-1	平成13年4月17日～4月18日	1	27	21			
国道11号バイパス	伊予三島市下柏町15-1	平成14年1月30日～1月31日	1	35	35			
県道上猿田三島線	伊予三島市中之庄町668-1	平成14年1月31日～2月1日	1	25	20			
国道196号	東予市北条734-1	平成14年1月23日～1月24日	1	44	32			
国道11号	周桑郡小松町大字新屋敷甲496番地	平成13年11月28日～11月29日	1	32	22			
県道大洲長浜線	喜多郡長浜町大字白滝甲278-2	平成13年9月10日～9月11日	1	32	30			
第1種区域：12地点	要請限度達成地点数(小計)					12	12	12
					要請限度達成率(%)			100.0

国道11号	松山市小坂3丁目3-26	平成13年11月20日～11月21日	2	40	30			
国道33号	松山市天山2丁目3-26	平成13年10月10日～10月11日	2	27	21			
国道56号	松山市藤原町617	平成13年10月29日～10月30日	2	30	25			
国道196号	松山市鴨川2丁目17-33	平成13年10月11日～10月12日	2	39	34			
国道11号	川之江市川之江町981-1	平成13年4月2日～4月3日	2	29	27			
国道192号	川之江市妻鳥町1168	平成13年4月17日～4月18日	2	39	32			
国道11号バイパス	川之江市妻鳥町2033-1	平成13年4月10日～4月11日	2	22	20			
県道川之江大豊線	川之江市上分町693-33	平成13年4月10日～4月11日	2	23	22			
県道金生三島線	川之江市妻鳥町307-1	平成13年4月17日～4月18日	2	28	22			
国道11号	伊予三島市宮川1丁目1-55	平成13年12月19日～12月20日	2	42	37			
国道378号	喜多郡長浜町大字長浜甲1026-2地先	平成13年9月10日～9月11日	2	37	30			
第2種区域：11地点	要請限度達成地点数(小計)					11	11	11
					要請限度達成率(%)			100.0

要請限度達成地点数	23
全調査地点数	23
道路交通振動の要請限度達成率(%)	100.0